

平成30年度
全国生涯学習市町村協議会
総 会

日 時 平成30年7月23日（月）15時00分～
場 所 文部科学省旧庁舎6階 第2講堂

全国生涯学習市町村協議会

平成30年度全国生涯学習市町村協議会総会 次第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 文部科学省からの施策説明①・意見交換会

4 議 長 選 出

5 議 事

- (1) 議案第1号 平成29年度事業報告について
- (2) 議案第2号 平成29年度歳入歳出決算について
監査報告
- (3) 議案第3号 平成30年度事業計画(案)について
- (4) 議案第4号 平成30年度歳入歳出予算(案)について
- (5) 議案第5号 役員の選任(案)について
- (6) その他

6 講 演

講演「ユネスコ学習都市の取組について」
岡山市長 大森 雅夫 様

7 文部科学省からの施策説明②

8 閉 会

議案第1号

平成29年度事業報告について

平成29年度事業について、次のとおり報告する。

1 会議関係

(1) 役員会

〔日時〕平成29年7月18日(火) 14時45分～
〔会場〕文部科学省(東館9階 生涯学習政策局会議室)
〔内容〕総会議事について

(2) 総会

〔日時〕平成29年7月18日(火) 15時30分～
〔会場〕文部科学省(旧庁舎6階 第2講堂)
〔内容〕1 平成28年度事業報告について
2 平成28年度歳入歳出決算の承認について
監査報告
3 平成29年度事業計画(案)について
4 平成29年度歳入歳出予算(案)について
5 役員の選任(案)について
5 基調講演

①演題:「がんに学ぶ『こころ』と『からだ』

～がん医師が語る学びのまちづくり・ひとづくり」

講師:島村トータル・ケア・クリニック理事長 島村 善行 先生

②演題:「愛の種蒔きは自分から

～左利き生徒の書写指導配慮にも触れつつ」

講師:書家・なの花書道会 会長 金子 春洋 先生

③演題:「高校生による地域ビジネス創出(SBP)」

講師:皇學館大学 現代日本社会学部 教授 岸川 政之 先生

2 研修会の実施

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施

(1) 長野県東御市

〔事業名〕「平成29年度東御市市民大学講座」

〔日時〕平成29年5月27日(土)～平成30年1月20日(土)

〔会場〕東御市中央公民館他

(2) 千葉県酒々井町

〔事業名〕「酒々井まちづくり研究所 第5回輝く創年とコミュニティ・フォーラム」

〔日時〕平成29年11月12日(日)

〔会場〕プリミエール酒々井、酒々井町中央公民館

(3) 栃木県栃木市

〔事業名〕「栃木市民大学5周年記念特別講演」

〔日時〕平成29年11月18日(土)

〔会場〕栃木市大平文化会館

(4) 栃木県宇都宮市

〔事業名〕「親学スペシャル

親ばかりのススめ～子どもの才能を引き出す法則とは?～」

〔日時〕平成29年11月26日(日)

〔会場〕作新学院大学 作新清原ホール

(5) 岐阜県恵那市

〔事業名〕「第15回下田歌子賞 表彰式・記念イベント」

〔日時〕平成29年12月16日(土)

〔会場〕岩村コミュニティセンター

(6) 岡山県井原市

〔事業名〕「第38回生涯学習の集い・まなびフェスタ in いばら」

〔日時〕平成30年1月27日(土)～平成30年1月28日(日)

〔会場〕アクティブライフ井原

(7) 長崎県平戸市

〔事業名〕「平戸市生涯学習都市宣言10周年記念大会・第12回平戸市公民館大会」

〔日時〕平成30年2月18日(日)

〔会場〕平戸文化センター

(8) 鹿児島県姶良市

〔事業名〕「平成29年度姶良市生涯学習フェア」

〔日時〕平成30年2月25日(日)

〔会場〕姶良市文化会館「加音ホール」

(9) 栃木県佐野市

〔事業名〕「佐野市生涯学習フォーラム佐野楽」

〔日時〕平成30年3月3日(土)～平成30年3月4日(日)

〔会場〕佐野市文化会館 佐野市勤労会館他

(10) 鹿児島県湧水町

〔事業名〕「第13回湧水町生涯学習推進大会」

〔日時〕平成30年3月3日(土)～平成30年3月4日(日)

〔会場〕湧水町栗野中央公民館

3 ホームページの管理・更新等

- 会員市町村からの情報提供
- 協議会からのお知らせ等

4 共催事業・後援事業

- 酒々井まちづくり研究所 第5回輝く創年とコミュニティ・フォーラム (共催事業)
〔日時〕平成29年11月12日
〔場所〕プリミエール酒々井、酒々井町中央公民館
〔内容〕分科会トーク、基調講演、分科会レポート、シンポジウム、交流会
- 平戸市生涯学習都市宣言10周年記念大会・第12回平戸市公民館大会 (共催事業)
〔日時〕平成30年2月18日(日)
〔場所〕平戸文化センター
〔内容〕表彰、事例発表、市民大学プレ講座、作品展示
- 佐野市生涯学習フォーラム佐野楽 (後援事業)
〔日時〕平成29年3月3日(土)～3月4日(日)
〔場所〕佐野市文化会館、佐野市勤労者会館他
- 京都府亀岡市 第17回「生涯学習賞」 (後援事業)
〔日時〕平成29年11月3日(金・祝) 受賞者発表
平成30年2月12日(月・祝) 贈呈式・受賞記念講演
第79回コレージュ・ド・カメオカ
〔場所〕ガレリアかめおか

議案第2号

平成29年度歳入歳出決算について

平成29年度歳入歳出決算について次のとおり承認を求める。

歳入決算額	3,679,871円
歳出決算額	2,816,486円
差引額	863,385円

歳入

(単位：円)

科目	予算額 A	決算額 B	比較増減 B-A	説明
1 会費	2,190,000	2,190,000	0	30,000円×73団体
2 繰越金	1,489,851	1,489,851	0	
3 雑収入	149	20	△129	預金利子等
合計	3,680,000	3,679,871	△129	

歳出

(単位：円)

科目	予算額 A	決算額 B	予算残額 A-B	説明
1 会議費	200,000	129,817	70,183	総会費用等
2 研修会費	2,365,000	2,331,000	34,000	10市町で補助事業を実施 事業費より365,000円を流用
3 事業費	635,000	0	635,000	
4 手数料	20,000	14,277	5,723	振込手数料等
5 事務費	400,000	341,392	58,608	郵便代・HP維持管理費・事務用品費等
6 予備費	60,000	0	60,000	
合計	3,680,000	2,816,486	863,514	

* 歳入歳出差引残金863,385円は、翌年度へ繰り越します。

監 査 報 告 書

平成29年度全国生涯学習市町村協議会歳入歳出決算について、帳簿、領収書及び預金通帳等を審査した結果、歳入歳出いずれも適正に執行されていたことを認めます。

平成30年7月4日

監

事

朝比奈 毅



監

事

山下 英二



議案第3号

平成30年度事業計画（案）について

全国生涯学習市町村協議会活動の円滑な推進を図るため、平成30年度において、次の事業を行うものとする。

1 会議関係

(1) 役員会

〔日時〕平成30年7月23日（月）14時15分～

〔会場〕文部科学省（東館9階 生涯学習政策局会議室）

(2) 総会

〔日時〕平成30年7月23日（月）15時00分～

〔会場〕文部科学省（旧庁舎6階 第2講堂）

2 研修会等の実施

(1) 全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施（全国8箇所を予定）

3 広報活動

(1) ホームページによる広報（事業内容等紹介）

(2) 会員向け各種情報の提供

4 その他

(1) 共催事業、後援事業等の実施

(2) 情報交換会の開催

(3) その他本会の目的達成に必要な事業の実施

議案第4号

平成30年度歳入歳出予算（案）について

平成30年度歳入歳出予算について次のとおり承認を求める。

歳入予算総額	3,054,000円
歳出予算総額	3,054,000円
差引額	0円

歳入

(単位：円)

科目	予算額 A	前年度 予算額 B	比較増減 A-B	説 明
1 会 費	2,190,000	2,190,000	0	30,000円×73団体
2 繰越金	863,385	1,489,851	△626,466	前年度より
3 雑収入	615	149	466	預金利子等
合 計	3,054,000	3,680,000	△626,000	

歳出

(単位：円)

科目	予算額 A	前年度 予算額 B	比較増減 A-B	説 明
1 会議費	200,000	200,000	0	役員会・総会（基調講演を含む）費用等
2 研修会費	2,000,000	2,365,000	△365,000	全国8箇所（25万円×8）を予定
3 事業費	400,000	635,000	△235,000	共催事業等
4 手数料	20,000	20,000	0	振込手数料 等
5 事務費	400,000	400,000	0	HP維持管理費・事務用品費・郵便代・ 等
6 予備費	34,000	60,000	△26,000	
合 計	3,054,000	3,680,000	△626,000	

* 歳入歳出差引残金なし。ただし、科目間の流用を認めるものとする。

議案第5号

役員の選任（案）について

任期中の役員異動及び新任副会長、理事選任のため、次のとおり承認を求める。
 なお、任期は会則第9条第2項の規定に基づき、前任者の残任期間とする。

役員異動による新任副会長

(敬称略)

前任者	後任候補者
鹿児島県霧島市長 前田 終止	鹿児島県霧島市長 中重 真一

(任期は前任者の残任期間：平成31年3月31日まで)

役員異動による新任理事

(敬称略)

前任者	後任候補者
栃木県栃木市長 鈴木 俊 美	栃木県栃木市長 大 川 秀 子
広島県東広島市長 藏 田 義 雄	広島県東広島市長 高 垣 広 徳
福岡県筑後市長 中 村 征 一	福岡県筑後市長 西 田 正 治
鹿児島県志布志市長 本 田 修 一	鹿児島県志布志市長 下 平 晴 行

(任期は前任者の残任期間：平成31年3月31日まで)

〔参考〕

全国生涯学習市町村協議会会則 関係条文（抜粋）

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上25人以内（うち、会長1人及び副会長若干名）
- (2) 監事 2名

（役員の選任）

第7条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。

（役員の任期）

第9条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

（総会の議決事項）

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 役員の選任に関する事
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事

- (5) 会長からの提案に基づく役員会の所掌事項
(6) その他本会の運営に関する重要な事項

全国生涯学習市町村協議会 役員一覧（平成29年度総会決定時点）

（敬称略）

役職名	市 町 村 長 名			
会 長	岩手県金ケ崎町長	高 橋	由 一	
副会長 3 名	千葉県酒々井町長	小 坂	泰 久	
	京都府亀岡市長	桂 川	孝 裕	
	鹿児島県霧島市長	前 田	終 止	
理 事 16 名	北海道本別町長	高 橋	正 夫	
	北海道稚内市長	工 藤	広	
	青森県階上町長	浜 谷	豊 美	
	山形県天童市長	山 本	信 治	
	栃木県佐野市長	岡 部	正 英	
	栃木県栃木市長	鈴 木	俊 美	
	埼玉県八潮市長	大 山	忍	
	埼玉県春日部市長	石 川	良 三	
	茨城県取手市長	藤 井	信 吾	
	長野県茅野市長	柳 平	千 代 一	
	広島県東広島市長	藏 田	義 雄	
	愛媛県新居浜市長	石 川	勝 行	
	福岡県筑後市長	中 村	征 一	
	福岡県宇美町長	木 原	忠	
	佐賀県多久市長	横 尾	俊 彦	
	鹿児島県志布志市長	本 田	修 一	
監 事 2 名	北海道大空町長	山 下	英 二	
	鹿児島県奄美市長	朝 山	毅	

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日（2年）（会則第9条第1項の規定による）

資料 1

平成 30 年度会員市町村 (7 月 12 日時点) << 順不同 >>

北海道	士別市・稚内市・上士幌町・大空町・本別町・浦河町
青森県	階上町
岩手県	葛巻町・軽米町・金ヶ崎町・普代村・西和賀町・野田村
宮城県	七ヶ浜町
秋田県	秋田市
山形県	天童市・朝日町
福島県	富岡町・昭和村
茨城県	取手市
栃木県	佐野市・大田原市・宇都宮市・栃木市・さくら市・矢板市
群馬県	高崎市
埼玉県	八潮市・春日部市
千葉県	四街道市・酒々井町・松戸市
富山県	富山市・上市町
石川県	金沢市・内灘町
長野県	茅野市・東御市・箕輪町・泰阜村
岐阜県	岐阜市・七宗町・白川町・恵那市
静岡県	御殿場市・掛川市
愛知県	知立市
三重県	熊野市
京都府	亀岡市
和歌山県	有田川町
岡山県	井原市・新見市・里庄町
広島県	東広島市
愛媛県	新居浜市
福岡県	筑後市・柳川市・宇美町・岡垣町・芦屋町・須恵町
佐賀県	多久市
長崎県	佐世保市・平戸市
鹿児島県	奄美市・鹿児島市・湧水町・始良市・知名町
	霧島市・志布志市・曾於市
沖縄県	那覇市

以上 73 市町村

※平成 29 年度総会からの移動履歴

【退会】茨城県阿見町・埼玉県松伏町・岡山県浅口市・佐賀県武雄市

鹿児島県薩摩川内市

【入会】岩手県普代村・岩手県西和賀町・岩手県野田村・鹿児島県曾於市

資料2

全国生涯学習市町村協議会 顧問・世話人

(敬 称 略)

役 職 名	市 町 村 長 名
顧 問	秋田県秋田市長 穂 積 志
	栃木県宇都宮市長 佐 藤 榮 一
	群馬県高崎市長 富 岡 賢 治
	富山県富山市長 森 雅 志
	石川県金沢市長 山 野 之 義
	岐阜県岐阜市長 柴 橋 正 直
	鹿児島県鹿児島市長 森 博 幸
	沖縄県那覇市長 城 間 幹 子
世 話 人	聖徳大学名誉教授 福 留 強

資料 3

全国生涯学習市町村協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、全国生涯学習市町村協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、本会に参加する市町村長が、行政における生涯学習の政策研究及び情報交換を行い、並びに会員相互の連携を図ることにより、総合的な生涯学習の政策を推進し、もって住民が主役の生涯学習行政の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 行政における生涯学習の政策研究及びこれに関連する課題等の研究
- (2) 行政における生涯学習の政策に関し、国、県、市町村等への提言
- (3) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する市町村長をもってその会員とする。

(会費)

第5条 会員は、年額 30,000 円の会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害からの復興その他の理由により、会費の納入が著しく困難となった場合、申請により会費の納入を減免することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上25人以内（うち、会長1人及び副会長若干人）
- (2) 監事 2人

(役員の選任)

第7条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐して、本会の会務を掌理する。
- 4 理事は、会務を執行する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問)

第10条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員のうち、都道府県庁所在地及び政令指定都市又はこれらに準ずる市町村長とする。

3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行う。

(世話人)

第11条 本会には、世話人を置くことができる。

2 世話人は、学識経験者、行政代表者及び会長が適当と認める者とする。

3 世話人は、会長の求めに応じて、本会の運営及び組織一般に関することについて、助言を行うことができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の事務は、会長が属する市町村の職員が行う。

(役員会の招集等)

第13条 役員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、会長は、臨時役員会を招集する。

2 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の定足数等)

第14条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第15条 総会は、第4条の会員をもって組織する。

(総会の招集等)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 役員の選任に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (5) 会長からの提案に基づく役員会の所掌事項
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第19条 総会は、会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成11年11月11日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第20条第2項の規定にかかわらず、平成11年11月11日から平成12年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成14年5月29日から施行する。
- 2 この会則改正後の第9条の規定は、この規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度納入分の会費から適用する。

資料4

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国生涯学習市町村協議会に加入する市町村が実施する研修会等（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(市町村の責務)

第2条 補助金を受け補助事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付の目的に従って誠実に実施するよう努めなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、毎年度予算の範囲内において会長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式1号）を期限までに、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の審査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対してその旨を、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が定める軽易な変更を除く。）、中止又は廃止する場合においては、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により会長の承認を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、会長が定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第6号）を、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) 会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第10条 会長は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第9条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を補助金返還命令書（様式第11号）により命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

補 助 対 象 経 費	
区 分	内 容
報 償 費	講師謝礼金、講演料等
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、パンフレット、参加申込書の印刷等
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借等

【メモ】

[illegible]